

南箕輪村商工業振興資金

資金内容			貸付条件										取扱金融機関		
制度 資金	資金名	申込対象者	貸付限度額		貸付利率	利子補給	実質 金利 (期間 内)	期間	据置	保証人	担保	保証料		償還方法	
			内容	金額											
商 工 業 振 興 資 金	設備	村内で6か月以上事業を営む中小企業者 村税その他義務的納金を完納しているもの。 許可などを要する業種は許可などを取得していること。 その他南箕輪村商工業振興資金融資あっせん及び利子補助金交付規則第2条に該当する者	一般	1企業につき	1,000万円	年2.4%	1.00%	1.4%	7年以内	6か月以内	原則として要しない。ただし、法人は代表者を保証人とする。	必要に応じて徴する	長野県信用保証協会の保証貸付とし保証料は全額村補給	月賦償還 (ただし、村長の承認を得て一括償還できる。)	・八十二銀行南箕輪支店 ・アルプス中央信用金庫南箕輪・信大前支店
			不況対策資金				1.80%	0.6%							
			災害対策資金				1.80%	0.6%							
	一般		1.00%				1.4%								
	不況対策資金		1.80%				0.6%								
	災害対策資金		1.80%				0.6%								
運転	上記の条件を満たし、事業経営の安定に支障をきたしている者で、次のいずれかに該当する者。 最近3ヶ月間の売上高又は経常利益率が、過去3ヶ月間の売上高又は経常利益率が、過去3年間のいずれかの同期に比べ同じ又は減少していること。 最近6ヶ月間の売上高又は経常利益率が、前年同期に比べ同じ又は減少していること。 直近決算期の経常利益率が1期又は2期前に比べ同じ又は減少していること。	特別経営安定化対策資金	1企業1借り入れにつき1回	借入合計1,000万円以内	1.00%	1.40%	7年以内	12ヶ月以内							

1 商工貯蓄共済加入者は、貸付限度額が1,100万円となります。

< 特別経営安定化対策資金 >

この資金は設備・運転・原油高騰対策資金の融資残額の借換えのための資金であり、平成24年3月31日実行までとします。

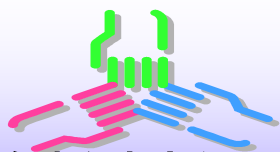
< 仮換要件 >

融資実行後1年以上経過し、従前の借入金に対し返済の延滞がないこと。

村税その他義務的納金を完納しているもの。

同一金融機関の借り入れであること。

借り換えの対象となる従前の借入金については、信用保証協会の経営関連安保証による保証を利用している場合にあっては、借り換えの際して同種の保証を利用すること。また、責任共有対象資金を責任共有対象資金外に借換えはできない。



南箕輪村役場

72-2176(内線153)

産業課 商工林務係



南箕輪村商工会

72-6265

経営指導員